

富津市図書施設雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富津市公民館図書室及び市民会館図書室並びに富津市移動図書館車（以下これらを「図書施設」という。）のサービス向上を目的として、富津市図書施設雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、富津市広告事業実施要綱（富津市告示第83号。以下「要綱」という。）及び富津市広告事業実施基準（富津市告示第84号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容)

第2条 この要領において雑誌スポンサー制度とは、図書施設が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌を市民の利用に供するに当たり、その保管のために使用する雑誌カバー及び配架のために使用する雑誌架に当該雑誌スポンサーに関する広告を掲示する制度をいう。

2 この要領において雑誌スポンサーとは、図書施設における資料の充実の後援を目的として、図書施設に雑誌を提供する者をいう。

(雑誌スポンサーの基準)

第3条 雑誌スポンサーとして広告を掲載できる者は、法人若しくは団体又は個人事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 基準第2条の規定により広告事業の対象外とされない者

(2) 市税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、教育長が不適當であると認める者は、雑誌スポンサーの対象としない。

(広告内容の基準)

第4条 掲載する広告内容の基準は、基準第3条及び第4条に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が不適當であると認める広告内容は、広告掲載をしない。

(広告の規格等)

第5条 雑誌カバーにおける広告の規格等は次に掲げるとおりとする。

(1) 雑誌カバーの表面には、雑誌スポンサーの名称を表示するものとし、その規格は次に掲げるものとする。

ア 寸法は縦4 c m、横13 c m以内とし、地色は白地かつ文字は黒色とする。

イ 雑誌カバー表面の掲載位置は、雑誌のタイトル等と重ならない位置とする。

(2) 雑誌カバーの裏面には、広告内容を掲載するものとし、その規格はA4以下で、雑誌カバーに収まるサイズのものとする。

2 雑誌架における広告の規格等は次に掲げるとおりとする。

(1) 雑誌架には、雑誌スポンサーの名称を表示するものとし、その規格は前項第1号アに掲げるとおりとする。

(2) 雑誌架に掲示する広告は、雑誌スポンサーの名称表示部分と合わせてA4サイズ以内とし、雑誌架に収まるサイズのものとする。

3 雑誌カバー及び雑誌架に掲示する広告(雑誌スポンサーの名称表示部分を除く。)は、雑誌スポンサーが作成するものとする。

(雑誌の提供期間及び広告の掲示期間)

第6条 雑誌の提供期間は、原則として雑誌提供の開始日から1年とする。ただし、教育長が認めた場合は、この限りでない。

2 広告の掲示期間は、前項の雑誌の提供期間と同期間とする。

(募集)

第7条 雑誌スポンサーの募集は、市のホームページ等により随時行うものとする。

(申込方法)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、富津市図書施設雑誌スポンサー申込書(別記第1号様式)に広告内容の案を添付して、教育長に提出するものとする。この場合において、教育長が必要と認める場合は、提供を希望する雑誌の内容を把握するため、当該雑誌のサンプルも併せて添付するものとする。

(決定)

第9条 教育長は、前条の申込みがあった場合は、雑誌スポンサー制度の実施について審査の上、その可否を決定し、富津市図書施設雑誌スポンサー承認(不承認)決定通知書(別記第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(提供雑誌の購入手続等)

第10条 提供雑誌の購入手続及び代金の支払は、雑誌スポンサーが取扱業者と直接これを行うものとし、提供する雑誌は、取扱業者又は雑誌スポンサーが郵送、持込等により富津市教育委員会生涯学習課に納入するものとする。

(広告内容の変更)

第11条 教育長は、広告内容が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、雑誌スポンサーに対して広告内容の変更を求めることができる。

2 雑誌スポンサーは、前項の求めがあったときは、その求めに応じ、広告内容を変更しなければならない。

3 雑誌スポンサーは、広告内容の変更を希望する場合は、教育長と協議し、その承認を得なければならない。

(広告掲載の中止)

第12条 雑誌スポンサーは、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 雑誌スポンサーは、前項の規定により広告の掲載を中止しようとする場合は、書面により教育長に申し出なければならない。

3 教育長は、前項の規定により雑誌スポンサーが広告の掲載を中止した場合において、既に納入されている雑誌があるときは、これを返却しないものとする。

(広告掲載の決定の取消し)

第13条 教育長は、雑誌スポンサー又はその広告内容が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、既に納入されている雑誌があるときは、これを返却しないものとする。

(1) 雑誌スポンサー又はその広告内容が、第3条又は第4条の規定による基準に抵触することが明らかになった場合

(2) 雑誌スポンサーが、第11条第1項に規定する広告変更の求めに応じない場合

(3) 富津市図書施設雑誌スポンサー申込書に記載した内容又はその広告内容について、虚偽等があることが判明した場合

(広告掲載に関する雑誌スポンサーの責務)

第14条 広告内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとする。この場合において、広告掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担においてこれを解決するものとする。

(提供雑誌の所有権)

第15条 提供を受けた雑誌の所有権は、富津市に帰属する。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月31日から施行する。

別記

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

富津市教育委員会教育長 様

富津市図書施設雑誌スポンサー申込書

雑誌スポンサーとして、下記のとおり広告を掲載したいので申し込みます。

記

提供を希望する雑誌名		
提供を希望する 図書施設 (○をつけてください。)	中央公民館 富津公民館 市民会館 移動図書館車	
申 込 者	所在地	〒
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	代表者名	
	連絡先	電話番号： F A X 番号： Eメール： 担当者名：
	業種	
提供希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
確認事項 (内容確認の上、チェック)	<input type="checkbox"/> 富津市広告事業実施要綱及び関係規程を遵守します。 <input type="checkbox"/> 富津市税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 富津市が市税納付状況調査を行うことに同意します。	
備考		

※広告内容の案を添付してください。

年 月 日

様

富津市教育委員会教育長

富津市図書施設雑誌スポンサー承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 雑誌スポンサー制度の実施について承認します。
	<input type="checkbox"/> 雑誌スポンサー制度の実施について承認しません。
	※不承認の理由：

(承認した内容)

提 供 雑 誌 名	
広 告 掲 示 施 設	
提 供 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
連 絡 事 項	<ul style="list-style-type: none">・ 広告原稿を 年 月 日までに富津市教育委員会生涯学習課に提出してください。・ 法令、条例、富津市広告事業実施要綱、富津市図書施設雑誌スポンサー制度実施要領及び関連規定に違反した場合は、希望した広告の掲載を中止します。